

番号	質問	回答
1	入札書(様式5)には押印欄が無いため、入札者の押印は不要である認識でよろしいでしょうか。	入札書(様式5)について、入札者の押印は不要です。
2	検討対象事業者において、「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択ガイドライン(国土交通省)」等に記載のある「ステップ0」の段階は実施済みとの理解でよろしいでしょうか。	手法選択に向けた準備(ステップ0)として、令和6年度に庁内で定量評価(※1)及び定性評価(※2)を実施しています。当該評価について、庁内組織で構成される県有施設・資産有効活用戦略会議を令和7年1月30日に開催し、整備及び運営にウォーターPPP手法の導入が有効であるとしたことを踏まえ、本導入可能性調査業務の入札公告を行ったものです。なお、上記会議の資料は別添のとおりです。 ※1 定量評価では、従来型手法の費用等(公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)と採用手法の費用等(候補となるPPP/PFI手法)のコストを比較を実施しています。 ※2 定性評価では、住民サービスの向上、管理運営の効率化、新たな発想の活用、施設の目的・機能、県の関与の必要性、個別の法律による制約等の視点で評価を実施しています。
3	関係する中部地区1市4町に対する窓口やご調整については、ご発注者様にご対応いただける理解でよろしいでしょうか。	導入可能性調査業務を実施するにあたって関係する中部地区1市4町に対する窓口、調整は、本業務の発注者である本県が行います。
4	「中部圏域における汚水処理施設等の統廃合」について、令和7年度中のいつ頃にご提示いただける想定でしょうか。VFMの算定など、中間報告の内容に大きな変更が生じ、スケジュールが守れなくなることが無いかな懸念しております。	中部圏域における汚水処理施設等の統廃合については、現在、広域化に向けて、関係自治体との基本合意等を目指している状況であり、令和7年9月頃を目処に統廃合方針の素案を示すことを想定しています。
5	本業務の積算参考資料(金抜きの設計書等)は、入札参加者向けに公表されるでしょうか。	本業務の積算参考資料(単価や金額が表記されていない設計書等)の公表は行いません。
6	仕様書P1、3:流域関連公共下水道が検討対象事業として記載されていますが、流域関連の1市4町のウォーターPPPの導入に係る意向について把握されているればご教示ください。既に、1市4町が独自に検討を進めようとしている場合、今後の検討の制約条件になると考えたためです。仮に把握をされていた場合で、すでに広域的な取り組みに難色を示している市町もあり得るでしょうか。	別添資料として公開している「鳥取県天神川流域下水道等における包括的な更新・管理手法の導入計画(ウォーターPPP導入実施検討)」のP7に記載のとおり、共同導入自治体の選定に当たっては、天神川流域下水道との距離や地形上の理由から中部地区1市4町を対象とし、各市町に事前に共同導入の希望有無を聞き取ったところ、全ての市町において共同導入を希望するとの回答を得ています。なお、導入可能性調査における対象事業は、各市町から希望があったもののみとしています。
7	仕様書P1、3:今年度の業務履行に係り、流域関連公共下水道や関係機関等(議会、関連部局)との協議予定が決まっていれば、検討スケジュールとも調整を図る必要があると考えますので教示ください。	現時点で、業務委託期間中における関係機関等との協議予定は決まっています。なお、令和8年1月を目処に、導入可能性調査結果(中間報告)を踏まえたウォーターPPP等のPPP/PFI手法の導入を議題とした令和7年度県有施設・資産有効活用戦略会議を開催する予定のため、令和7年12月1日(月)を期限として、当該時点でのVFMの算定結果を含む本件業務の調査検討状況を取りまとめて中間報告していただくこととしています。
8	仕様書P1、3:検討に際して、流域関連公共下水道及び1市4町の公共下水道等の情報が必要な場合は、貴県が収集や折衝等に対応いただく想定でよいでしょうか。あるいは関係市町も検討に参加されて、業務受託者が直接市町と協議等を行う想定をする必要があるのでしょうか。	導入可能性調査業務を実施するにあたって関係する中部地区1市4町に対する窓口、調整は、本業務の発注者である本県が行います。
9	仕様書P2、5(5)エ:VFMの算出は、想定される全ての事業スキームを対象に実施するでしょうか。あるいは、5(1)～(4)の検討及びマーケットサウンディングの結果を踏まえ、想定されるスキームを1つに絞り込んだうえで、VFMを算出する想定でしょうか。	VFMの算出は、想定される全ての事業スキームを対象に実施してください。
10	仕様書5(8):「中部圏域における汚水処理施設等の統廃合」の統合方針は、事業範囲の検討に影響する可能性が高いため、統合方針が定まる目安の時期をご教示ください。	中部圏域における汚水処理施設等の統廃合については、現在、広域化に向けて、関係自治体との基本合意等を目指している状況であり、令和7年9月頃を目処に統廃合方針の素案を示すことを想定しています。

番号	質問	回答
11	仕様書5(8):本件参画検討のため、入札前に、中部圏域における 污水处理施設等の統廃合に関する以下の業務※の成果品(業務 報告書、参考資料、検討の根拠資料等)もしくは仕様書をご提供 いただけるでしょうか。 ※令和6年度鳥取県中部圏域における污水处理施設及びし尿処理 施設の統廃合に係る基本計画策定業務 令和5年度鳥取県中部圏域における污水处理施設及びし尿処理施 設の統廃合に係る基本計画策定業務	別添のとおり、「令和6年度鳥取県中部圏域における污水处理施設及び し尿処理施設の統廃合に係る基本計画策定業務」、「令和5年度鳥取県 中部圏域における污水处理施設及びし尿処理施設の統廃合に係る基 本計画策定業務」における特記仕様書及び計画概要書を提供します。 なお、容量の都合上、とりネット(鳥取県HP)に掲載しませんが、入札参 加を検討する者から希望があった際には、上記業務の成果品である報 告書及び業務概要書を個別に提供させていただきますので、下記連絡 先までメールにて連絡をお願いします。 ＜連絡先＞ 鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課 電子メール gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp
12	仕様書6:VFM計算に使用したファイル等の提出が求められてい ますが、こちらは最終的に報告書に掲載したもののみという理解を しておりますがよろしいでしょうか。	VFM計算に使用したファイル等については、最終的に報告書に掲載し たもののみに限らず、業務実施期間中において、本県の指示があった都 度ファイルを提供していただくことになります。また、発注者が数値の妥 当性を検証できるよう、計算式を残した状態でファイルを提供してくださ い。
13	仕様書6:提出が必要な中間報告書の形式に指定はございま すか。	中間報告書の形式に指定はありませんが、当該時点でのVFMの算定 結果を含む本件業務の調査検討状況を取りまとめて、編集可能な電子 データも電子媒体(CD-R又はDVD-R)に格納の上提出してくださ い。